

## 神奈川県・神奈川労働局等より雇用協力要請

神奈川県知事および神奈川労働局長から、神奈川県商工会議所連合会を通して「新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について」、また神奈川県教育委員会教育長および神奈川県福祉子どもみらい局長から「県内中学校・高等学校・特別支援学校新規卒業者の雇用について」の要請がありました。会員企業の皆様におかれましては、趣旨ご理解いただきご協力をお願い申し上げます。（一部抜粋による掲載）

### ●新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保等について

#### ◎新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用維持について

新型コロナウイルス感染症の影響下、事業主の皆様には事業の継続と人材の確保のために雇用調整助成金や企業に在籍したまま出向することを支援するための産業雇用安定助成金等、国・県の支援などを積極的に御活用いただき、従業員の雇用を最大限維持していただきますよう心からお願いいたします。

また、人への投資を行う場合には、人材開発支援助成金を積極的に御活用ください。IT分野未経験者の即戦力化のための訓練やデジタル分野など高度人材育成のための訓練、定額制の研修サービスによる訓練を行う事業主に対する助成メニューや労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対する助成メニューなどを用意しています。

#### ◎新規学卒者について

令和4年6月1日からハローワークにおいて、来春の高等学校卒業生への求人受付が開始されたところですが、企業の将来を担う有為な人材を確保し、県内の産業と雇用を守ることがこの難局を乗り越えるために極めて重要です。こうした中、令和3年度の大変厳しい状況下においても県内企業から11,821人（令和4年3月末時点）がありました。県内の産業を支える若者が社会人への第一歩を力強く、希望を持って踏み出していくことができるよう、事業主の皆様には中長期的な観点から高等学校及び大学等卒業予定者の積極的な採用を進めていただくようお願いいたします。

#### ◎就職氷河期世代の支援について

就職氷河期次世の方の中には学校卒業時の雇用環境が厳しく、やむを得ず非正規雇用で就労したことで正社員としての経験を十分に積むことが出来なかった方がおり、その中には就労意欲が高く正規雇用での就労を希望している方が多数いることから本人が希望した就労に向けた支援が必要となっています。

今年度においても就職氷河期世代の方への支援を目的として、令和2年度に設置した「かながわ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を中心に、国・県・産業界等が一体となって取組を進めていきたいと考えていますので最大限の支援をお願いします。

県・労働局としても就職氷河期世代の方を対象とした合同就職面接会や就職氷河期世代の方を含む多様な人材の活用、採用及び育成を支援するオンラインセミナーの開催等を通じて企業の人材確保を支援しています。また、就職氷河期世代に限定した求人募集も可能ですので積極的な採用をお願いします。

#### ◎若年層について

令和3年の国の労働力調査によると、非正規雇用に就いている若年者（25～34歳）の

中で「正規職員・従業員の仕事がないから」という理由による者の割合が、他の年代に比べて高い状況にあります。

こうした中、将来を担う若年者が安心して働き続けることができるよう「ユースエール認定企業」制度の活用、卒業後3年以内既卒者の新卒枠での応募受付等による正社員としての雇用機会の確保とあわせて、キャリアアップ助成金の活用、働き方改革推進支援センターを利用した同一労働同一賃金の実現に向けた取り組みなどにより、不本意なまま非正規雇用で働き続けている若年者の正社員転換・待遇改善について、より一層の取組をお願いします。

また、学生や生徒がアルバイトとして働く際には、学業に支障をきたすことなく健全に働くことができる職場環境の整備をお願いします。

### ◎障がい者について

令和3年の「障がい者雇用状況の集計結果」によると、県内民間企業の障がい者雇用は、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、雇用障がい者数が過去最高を更新し、特に精神障がい者の雇用が増加するなど着実に進んでいます。

県では、津久井やまゆり園で発生した事件を受け、平成28年10月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、障がい者の社会参加を妨げる偏見や差別の排除などに取り組んでいます。ともに生きる社会の実現に向けては、今般の状況も踏まえ、障がい者雇用の一層の促進が重要です。

こうした中、障がい者の雇用促進については、従前より神奈川県障害者雇用推進連絡会などにおいて、使用者団体・労働者団体の皆様と連携して取り組んでいるところですが、事業主の皆様には法定雇用率の達成に向けて御尽力をいただくとともに、障がい者の雇用機会の確保や離職防止・職場定着に向けた適切な配慮について引き続き御協力をお願いします。

県としても、県障害者雇用促進センターにおいて、神奈川労働局・ハローワークとの連携を強化し、企業のニーズに合わせた出前講座や社会保険労務士による労務管理等について専門的な出張相談など企業へのきめ細かい支援を行っています。また、早期離職が多い精神障がい者の職場定着のため企業が職場指導員を設置する場合に補助する事業のほか、障がい者の就労の場の拡大に向け、企業による特例子会社等の設立経費を補助する事業を実施していますので、御活用くださるようお願いします。

### ◎女性について

出産・育児等によりやむを得ずキャリアを中断した女性の中には、その後の再就職時にキャリアを適切に評価されないケースが見られます。

事業主の皆さまには、正社員としての雇用機会の確保、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善とともに、不妊治療や出産・育児・介護等をしながらも仕事との両立ができるよう、女性が働きやすい職場環境の整備につつまして、より一層の取組をお願いします。

### ◎高齢者について

令和3年の高齢社会白書によると、令和2年度の労働力人口は6,868万人、うち65歳から69歳が424万人、70歳以上は498万人で労働力人口総数に占める65歳以上の割合は13.4%と上昇し続けています。

また、現在仕事をしている60歳以上の者の約4割が「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答しており、70歳くらいまでもしくはそれ以上でも働きたいとの回答と合計すれば約9割が高齢期にも高い就業意欲を持っており「人生100歳時代」が到来する中で、働く意

欲のある高齢者が年齢にかかわらず生涯現役で活躍し続けられる雇用・就業環境を整えていくことが必要不可欠となっています。

こうした中、高年齢者雇用安定法が改定され、70歳までの就業機会の確保（努力義務）が必要となりましたので、事業主の皆さまには、高齢者に合った仕事の創出や短時間労働の職の拡大など働く意欲のある高齢者の多様な働き方に対応できる就業機会の提供について、より一層の取組をお願いします。

### ◎就職にあたって困難を抱える者等

母子・父子世帯の親、ケアラー、中途退学者、ニートやひきこもり、LGBT、刑務所出所者、外国人労働者の方等は、就職にあたって個々の状況に応じた配慮が必要になり場合がありますが、企業において戦力として活躍している方は多くいます。

事業主の皆様には、こうした方が働きやすい職場環境の整備、雇用機会の確保やキャリアアップなどについて、一層の御配慮をお願いします。

### ◎新しい生活様式を踏まえた働き方改革について

働き方改革を総合的に推進するため、時間外労働の上限規制、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等の措置を講ずる「働き方改革関連法」が平成31年4月以来順次施行され、令和5年4月からは割増賃金率の引き上げが中小企業にも適用され、令和6年4月からは建設事業・自動車運転の業務・医師等についても時間外労働の上限規制が適用されることとなっております。

また、新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式に対応した働き方であるテレワークの一層の推進を図るため、今年度についても県・労働局では県内中小企業へのテレワーク導入経費等の補助・助成を実施していきますので、テレワーク総合ポータルサイト及びテレワーク相談センター（厚生労働省）の利用などにより、テレワーク導入をより一層御配慮いただくようお願いします。

その他、時差出勤の積極導入や年次休暇の計画的付与及び時間単位取得制度の導入・活用、従業員の仕事と介護の両立を積極的に支援する企業を認証する「かながわサポートケア企業認証制度」の活用など総労働時間の短縮やワーク・ライフバランスを実現できる職場環境の改善にも、より御尽力いただくとともに、令和4年4月からいわゆるハラスメント防止法の中小企業への適用が開始されることから、各種ハラスメントのない働きやすい環境づくりをお願いします。

さらに、労働者の生活の安定や労働力の質的向上等を図るため、最低賃金額の遵守と周知について引き続き御協力をいただき、賃金の引き上げをお願いします。

## ●県内中学校・高等学校・特別支援学校新規卒業者の雇用について

令和4年3月末における県内の高等学校卒業予定者の就職率は、94.0%と前年より2.1ポイント低下しており、全国平均の97.9%と比べても3.9ポイント下回っております。また、就職を希望したにもかかわらず、就職先が決まらずに卒業した未就職卒業者は280人となっております。

さらに、政府が発表した4月の月例経済報告によれば、雇用情勢は新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで雇用者数等の動きに底堅さもみられるとされており、中学校・高等学校及び特別支援学校の生徒が希望する業種・職種が多様であ

ることを鑑みると就職先を決定することは依然厳しい状況となることが考えられます。

中学校・高等学校・特別支援学校におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り感染リスクの低減に努めながら学びを継続することとしておりますが、自己実現を目指す生徒・保護者の不安は計り知れないものがあります。これまでも若年者の求人に関しましては、格別の御理解と御協力をいただいているところではございますが、志願者の就職の機会を確保し、一人ひとりが安心して就職試験に臨めるよう、引き続き採用枠の維持・拡大及び未就職卒業者の採用につきまして、特段のお力添えをお願いするとともに、このような事態の緊急性を踏まえ会社見学の時期や面接における質問内容等についても御配慮くださるようお願いいたします。

さらに、昨年度の女子生徒の就職率が男子生徒に比べ例年以上に低いことから、この点につきましても格別の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

以上